

総務庁長官 続 訓弘 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第 263 号の答申（一）
特定サービス産業実態調査の改正について

通商産業省は、特定サービス産業実態調査（指定統計第 113 号を作成するための調査）について、最近の産業構造及びサービス産業に対する需要構造の変化を踏まえ、通商産業省所管のサービス産業を中心として、その活動実態を適時、的確に把握するため、平成 12 年調査以降、調査対象業種及びその調査周期、調査対象地域、調査事項等の変更を行うことを計画している。

本審議会は、本調査が、我が国のサービス産業のうち特定分野の業種を対象にその実態を詳細にとらえるものとして、統計体系上重要な位置を占めるものであることにかんがみ、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ、今回の改正計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

なお、今回の改正計画のうち、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」に属する調査対象業種に係る計画については、具体的な計画が作成された段階で、その計画について改めて審議する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査対象業種及びその調査周期

調査対象業種については、従来どおり、通商産業省所管のサービス産業を中心として選定することとしているが、その調査周期については、我が国経済に占めるサービス産業のウエイトの増大に伴う産業構造の変化及び多様なサービス消費の高まりを背景としたサービス産業に対する需要構造の変化を踏まえ、サービス産業の活動実態を整合性のある形でとらえるため、平成 12 年調査以降、調査対象業種の上位分類である「対事業所サービス業」を「ビジネス支援産業」とし、「対個人サービス業」を「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」に分割した上で、各々の分類ごとの業種を原則としてすべて 3 年に 1 回調査する計画である。ただし、調査対象業種のうち I T（情報技術）化の急速な進展による構造変化が著しい「情報サービス業」及び購入を中心とする形態からリースを中心とする形態に変わりつつある設備投資の構造を分析する上で引き続き的確に把握する必要がある「物品賃貸業」の 2 業種については、上記分類にかかわらず、当面、毎年調査とすることとしている。

これについては、統計行政の新中・長期構想で提言された消費者向けサービスを適

時、的確に把握していくため、本調査における供給側からの把握の充実を図るものであり、おおむね適当と認められる。

しかし、今回、上位分類として枠組みを設定した「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」の調査対象業種については、平成 11 年の事業所・企業統計調査（指定統計第 2 号を作成するための調査）及びサービス業基本調査（指定統計第 117 号を作成するための調査）の結果に基づき再検討を行う計画であり、その際は、調査の効果的実施、報告者負担の軽減等の観点から、必要に応じて、他省庁のサービス業関連統計との所要の調整を図るとともに、産業構造、サービス産業に対する需要構造の変化等を踏まえ、調査対象業種の見直しを行う必要がある。

(2) 調査対象地域及び調査方法

調査対象業種のうち、従来、市区部のみを対象としてきた情報サービス業、物品賃貸業、広告業、エンジニアリング業及びデザイン業については、平成 11 年の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査の結果が利用可能となる平成 13 年調査以降、郡部に所在する事業所も調査対象とする計画である。これについては、郡部に事業所を設置する企業が増加してきていることを踏まえ、その実態の的確な把握を行うことにより、国内のすべての地域を網羅した統計が作成され、また、これらの業種のよりの的確な把握に資することとなり、おおむね適当と認められる。

しかし、郡部に所在する事業所を調査対象とすることに伴う調査票の配布、収集については、調査結果の精度確保、統計調査員の稼働効率等を踏まえつつ、郵送調査による方法の一部導入について検討する必要がある。

また、市区部においては、毎年調査の業種（情報サービス業及び物品賃貸業）に属する事業所のうち一定規模以上であって調査協力の得られる事業所については、郵送調査による方法を導入する計画である。これについては、調査の効率性等の観点から適当である。

(3) 調査事項

調査事項については、出向・派遣者数、年間営業費用等に関する事項について業種間比較が可能となるような形で充実を図る計画である。これについては、サービス産業施策における活用を始めとして、国民経済計算、産業連関表等のマクロ指標作成における付加価値額推計の充実にも資するものであり、おおむね適当と認められる。

ただし、年間営業費用のうち賃借料については、営業費用構造のより詳細な分析に資する観点から、その内訳として、「土地・建物」及び「機械・装置」に分割して調査することが適当である。

また、平成 11 年サービス業基本調査の実施に当たり調整した結果設定された経営組織、業務の開始年、事業所の開設形態等の事項について、今回、その一部を簡略化又は削除する計画である。これについては、報告者負担の軽減の観点から適当である。

なお、これらの事項の取扱いについては、平成 16 年に実施が予定されているサービス業基本調査との重複調整の観点から別途検討が必要である。

(4) 集計及び調査結果の公表

集計については、従来、調査事項と事業所の属性区分をクロスした全国集計を行ってきたが、平成 12 年調査以降、速報にあっては事業所の属性区分によるクロス集計を

行わず、調査事項の単純集計による全国及び都道府県別表章を行い、確報にあつては従来どおり調査事項と事業所の属性区分によるクロス集計とする計画である。これについては、結果の公表の早期化の観点から、また、地域別統計の整備の観点から、いずれも適当である。

なお、従来、企業全体に関して調査してきた年間営業費用等の調査事項については、今回、原則として事業所全体に関する調査に変更し、集計する計画である。

これについては、付加価値額の推計精度の向上に資する等の措置であり、おおむね適当と認められるが、時系列比較の確保の観点から、企業単位での名寄せ集計について検討する必要がある。

また、速報については、平成 12 年調査以降、印刷物による公表のほか、新たに印刷物と同様な情報をインターネットにより公表する計画であるが、これは、統計調査結果の電子的手段による提供の推進に資するものであり、また、調査結果の利用の拡大や結果利用上の利便性の向上の観点からも適当である。

2 今後の課題

(1) 通商産業省企業活動基本調査との重複調整

平成 13 年に調査対象業種の拡大（情報サービス業、物品賃貸業、エンジニアリング業等）等の変更が予定される通商産業省企業活動基本調査（指定統計第 118 号を作成するための調査）については、本調査の調査対象業種と重複する可能性があるが、その調査内容の重複調整については、同調査の計画の策定状況を踏まえ、別途審議することが適当である。

(2) 国のサービス業関連統計の体系的整備に向けた中・長期的課題

統計行政の新中・長期構想では、サービス業関連統計の充実について、①消費者向けサービスを適時、的確に把握していくため、本調査における供給側からの把握の充実を図る、②業務の外部委託など企業等におけるソフト化、サービス化の実態を的確に把握する観点から、各産業分野に関する既存調査に、管理業務等の委託状況や外部労働の利用状況などの調査項目を追加する、③サービス業に関する広く概括的な統計及び分野別の統計の整備状況を踏まえつつ、動態統計に関し順次必要な整備を図るなどの旨提言されている。

この提言を踏まえ、今回、本調査については、調査対象業種及びその調査周期、調査事項等の抜本的な見直しを行うこととしており、サービス業関連統計の充実を図るものの一環として評価できるが、引き続き、当該関連統計を所管する省庁は、この提言の具体化に努める必要がある。また、その際、調査対象名簿の充実やサービス業関連統計間のデータの相互利用を的確に行うための環境整備について検討することが望まれる。